

News Release

令和 5 年 7 月 28 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和5年7月7日からの大雨に係る特定小売供給約款の特例認可等について、異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

令和5年7月 19 日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、令和5年7月7日からの大雨により災害救助法が適用された地域における、被災した電気の需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

令和5年7月7日からの大雨について、令和5年7月12日付けで富山県富山市・高岡市・小矢部市・南砺市に、14日付けで秋田県秋田市・能代市・男鹿市・潟上市・大仙市・北秋田市・仙北市・北秋田郡上小阿仁村・山本郡藤里町・山本郡三種町・山本郡八峰町・南秋田郡五城目町・南秋田郡八郎潟町・南秋田郡井川町・南秋田郡大潟村に災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これを受け、令和5年7月14日と18日付けで以下の電気事業者(※1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

(※1)

○みなし小売電気事業者(3者)

(14日付け)

- ・北陸電力株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社

(18日付け)

- ・東北電力株式会社

○一般送配電事業者(3者)

(14日付け)

- ・北陸電力送配電株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社

(18日付け)

- ・東北電力ネットワーク株式会社

○申請概要

特例措置として、令和5年7月7日から的大雨に係る災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う。

(※2)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の各社 HP を御覧ください。(認可され次第、各社にて掲載予定)

・北陸電力株式会社

<https://www.rikuden.co.jp/press/>

・北陸電力送配電株式会社

https://www.rikuden.co.jp/nw_press/index.html

・中部電力ミライズ株式会社

<https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/index.html>

・中部電力パワーグリッド株式会社

<https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/>

・東北電力株式会社

<https://www.tohoku-epco.co.jp/news/>

・東北電力ネットワーク株式会社

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/news/index.html>

本申請に関して、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号及び電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号及び 8 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第454回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田中

担当者: 福原・曾我部・横崎

電 話 : 03-3501-1529

メール : bz1-s-dentori-somu@meti.go.jp

(別紙)

特定小売供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力株式会社>

1 被災されたお客さまの 2023 年 6 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。)、7 月、8 月および 9 月調定分の電気料金について、支払期 H (検針日の翌日から 30 日目)を 1 か月間延長する。
(実施期間満了日: 2023 年 11 月〔満了 H は検針日等により相違〕)

2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
(実施期間満了日: 2024 年 2 月〔満了日は検針日等により相違〕)

3 被災地において、従量電灯 C, 臨時電灯 C, 公衆街路灯 B, 低圧電力, 臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2024 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
(実施期間満了日: 2024 年 1 月末日)

<中部電力ミライズ株式会社>

1 被災されたお客さまの 2023 年 6 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。)、2023 年 7 月、8 月および 9 月調定分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々 1 か月間延長する。
(実施期間満了日: 2023 年 11 月〔満了日は検針日等により相違〕)

2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
(実施期間満了日: 2024 年 2 月〔満了日は検針日等により相違〕)

3 従量電灯 C, 臨時電灯 C, 公衆街路灯 B, 低圧電力, 臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2024 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
(実施期間満了日: 2024 年 1 月末日)

＜東北電力株式会社＞

- 1 被災されたお客さまの 2023 年 6 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月、8 月および 9 月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2024 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(別紙)

託送供給等約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2023 年6月(支払期日が災害救助法適用日以降となるもの)に限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。)、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款(2023 年1月 27 日付け認可。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)(18(料金)の規定にかかわらず、各々1か月延長する。
(有効期間満了日:2023 年 11 月〔満了日は検針日等により相違〕)

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款 18(料金)の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6 か月間に限り、免除する。
(有効期間満了日:2024 年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款 71(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
(有効期間満了日:2024 年1月末日)

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年1月末日までに行なわれたときは、託送約款 73(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
(有効期間満了日:2024 年1月末日)

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 18(料金)の規定にかかわらず、2024 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

6. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2024 年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63(引込線の接続)、64(計量器等の取付け)、65(電流制限器等の取付け) および 66(通信設備等の施設) の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

<中部電力パワーグリッド株式会社>

1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023 年6月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款(2023 年4月1日付け実施。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)19(料金)の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

(有効期間満了日:2023 年 11 月〔満了日は検針日等により相違〕)

2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、託送約款 19(料金)の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日:2024 年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024 年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款 73(一般供給設備の工事費負担金)、74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)、75(供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金)、76(供給地点への特別供給設備等の工事費の算定)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

4 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 21(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが2024 年1月末日までに行なわれたときは、託送約款 79(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 19(料金)の規定にかかわらず、2024 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2024 年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 65(引込線の接続)、66(計量器等の取付け)および 68(電流制限器の取付け)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

＜東北電力ネットワーク株式会社＞

1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023 年6 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、7 月、8 月および9 月料金計算分の料金算定日を、当社の託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)18(料金)の規定にかかわらず、各々1 か月間延長する。

2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18(料金)の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6 か月間に限り、免除する。

3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024 年1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、託送供給等約款 69(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1)当該供給地点にかかる接続供給の契約種別が、被災時の接続供給の契約種別と同一であること。

(2)当該供給地点にかかる接続供給の契約電力が、被災時の接続供給の契約電力をこえないこと。

4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが2024 年1 月

末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18(料金)の規定にかかわらず、2024 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを 2024 年 1 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61(引込線の接続)、62(計量器等の取付け)、63(通信設備等の施設)および 65(電流制限器等の取付け)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。―

(別紙)

最終保障供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

＜北陸電力送配電株式会社＞

1. 被災されたお客さまの 2023 年6月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。)、7月、8月および9月の料金算定分の電気料金の支払期日を、最終保障供給約款 24(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

(有効期間満了日:2023 年 11 月〔満了日は検針日等により相違〕)

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款 15(最終保障電力A)、16(最終保障電力B)および 17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(有効期間満了日:2024 年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年1月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

5. 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 15(最終保障電力A)、16(最終保障電力B)および 17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、2024 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

6. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

<中部電力パワーグリッド株式会社>

1 被災されたお客さまの2023年6月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日を、最終保障約款26(料金の支払期日)の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

(有効期間満了日:2023年11月〔満了日は検針日等により相違〕)

2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、最終保障約款16(最終保障電力A)、17(最終保障電力B)および18(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(有効期間満了日:2024年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2024年1月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障約款51(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

4 被災されたお客さまが、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれたときは、最終保障約款51(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、最終保障約款16(最終保障電力A)、17(最終保障電力B)および18(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、2024年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

6 被災されたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器等の取付位置の変更の申込みを2024年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるとき

は、最終保障約款 51(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2024 年1月末日)

7 この最終保障約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障約款によるものとする。―

〈東北電力ネットワーク株式会社〉

1 被災されたお客さまの 2023 年 6 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、7 月、8 月および 9 月調定分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々1 か月間延長する。

2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。

3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1)需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2)契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が 1 年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 1 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合には、2024 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。